

河南町「2025年度自治体キャラバン行動・要望書」回答書

【統一要望項目】

1. 職員問題

- ①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均 20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

職員数については、業務内容や業務量などを精査し、正規職員の適正な配置に引き続き努めてまいります。

- ②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

管理職への人材の登用につきましては、性別にかかわらず能力の適正な評価による任用を基本とし、これまでも部課長等の管理職に、意欲と能力のある女性職員を任用しております。

女性職員が活躍するためには、研修などを活用した人材育成と、家庭と仕事を両立できる働きやすい職場環境の整備が必要であります。本町では女性職員に全国市町村国際文化研修所など外部研修機関における女性管理職研修の受講など人材育成の取組みを行っております。また、職場環境の整備については、部分休業や子の看護休暇などの制度を積極的に周知し、出産・育児等と仕事の両立支援を行っております。引き続き、女性職員が活躍するための取組みの推進に努めてまいります。

- ③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポCKETークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

令和7年5月末時点における外国人人口は191人となります。国別人数は、個人が特定される可能性があることなどから公表はしておりません。

外国人対応については、外国語対応ができる特定の職員のみが対応するのではなく、窓口対応を行う各職員が丁寧な説明や対応に努めております。現時点で外国語対応ができる職員数については、対応できる職員を特定する基準を設けていないため、集計を行っておりませんが、他市町村の取組事例等も参考とし、職員の配置も含めた外国人対応を検討してまいります。

2. こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について

- ①2023年度大阪府子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮I世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態と

なっている。公立大学により「総合考察」もふまえ以下について要望する。
イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。

令和6年度からオンライン申請を取り入れており、申請者の負担軽減及び利便性の向上に取り組んでいるところです。また、支給額については、教育の機会均等の趣旨にのっとり、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、修学のための必要な経費について、その経費の一部を補助するという国の考え方に準じて必要な予算処置を講じてまいります。

ロ、中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乗せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。

新入学用品費については、早期支給を希望された申請者の分は、学校の入学説明会に先立ち今年度は、1月31日に支給いたしました。

ハ、朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

今後とも必要に応じ、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、状況等の把握に努めてまいります。

ニ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。

本町では、大阪府「子ども食費支援事業」のPR及び周知に努めており、HPへの載、窓口でのチラシの配布、ポスターの掲示等、制度を多くの人に利用してもらえるように周知しております。今後とも必要に応じ、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、状況等の把握に努めてまいります。

ホ、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。

チラシの配架協力につきましては、具体的な申し出があれば個別に協議いたします。

ヘ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

児童扶養手当の手続きについては、「児童扶養手当事務処理マニュアル」に基づき、適正な支給事務に努めています。申請時のプライバシーについては十分に配慮し、必要に応じて適切に対応してまいります。

- ②こども家庭庁によると 2024 年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は 73% で、2025 年度はさらに増える見込みであり、大阪府市町村は後進自治体といっても過言ではない。ついては子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を早急に無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

子ども及びひとり親世帯に対する医療費助成制度については、大阪府福祉医療制度に準じ、一部負担助成を行っており、特に子ども医療費助成制度については、町単独事業として高校生到達年度末までに対象拡大し、子育て世帯に対する負担軽減を図っているところです。さらに町では、入院費食事療養費についても、町単独事業としてすでに無償としております。また、子ども医療の対象拡大に加え、更なる子育て世帯の負担軽減を図るべく、大学生相当までを対象とした「かなん医療 U-22 医療費助成事業」で、22 歳到達年度末までを対象とした医療費助成を実施しています。

また、妊婦が安心して定期的に妊婦健診を受診できるよう、14 回 120,000 円、多胎妊娠の場合は追加で 5 回 25,000 円の公費負担を実施しています。今後も、国の動向等を注視し、事業の充実を図ってまいります。

- ③小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

河南町は給食センター方式で行っておりますが、食缶や配送などを工夫して自校式同様、温かいまま喫食できるよう努めております。また、児童生徒の声を反映するため、月に 2 回以上、児童生徒自身で考えた「募集献立」を実施しています。

学校給食費の無償化については、令和 7 年度から恒久的に実施しています。

保育所・こども園・幼稚園の給食費については、令和元年 10 月から施行されました幼児教育無償化制度により、これまで保育料に含まれていた副食費が、実費徴収となりました。町としても、子育て世帯の負担軽減を図るべく、制度の施行にあわせて、にこにこランチ事業として、国基準の月額 4,800 円を上限に、副食費を助成しています。また、主食費においても町内公立こども園については令和 7 年 4 月より完全無償化を実施しております。その他の私立こども園等についても公立こども園の助成額を上限に実施しております。

- ④学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第 3 者による付き添い受診を制度化すること。

歯科検診で受診が必要と診断された児童・生徒は、学校から受診勧告を行い、保護者からの受診報告書の提出により受診状況の把握を行っております。口腔崩壊と言われる状態の児童・生徒は、学校とスクールソーシャルワーカーを中心として実態把握に努め、受診勧告を行うとともに、その他虐待等が疑われる場合は関係機関

と連携して必要に応じた対応を引き続き行ってまいります。

- ⑤児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

歯科衛生士によるブラッシング指導等の保健指導にて、フッ化物洗口を含めた指導を引き続き行うとともに口腔内を含め児童生徒の健康を守ることに努めてまいります。

- ⑥障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一時医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

町では障がいのある方で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防を目的に南河内5市2町1村が共同して歯科診療を実施しております。また、大阪府ホームページにおいて、障害者歯科保健診療施設一覧を掲載していますので、活用していただきますようお願いいたします。

- ⑦最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

子どもの学校選択の機会を保障するため、奨学金及び教育ローンに関する制度の案内をまとめた資料を中学生対象の進路説明会等を通じて、配付と周知をおこなっており、引き続き情報提供に努めるとともに、奨学金に関する教育相談などに取り組んでまいります。

- ⑧公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考えのもと、空家の目的外利用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

町が所有する公営住宅はありませんが他市町村の公営住宅の申込書は窓口で配布しております。

- ⑨保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

近隣市町村の状況などにも注視しつつ、必要に応じて対応してまいります。

- ⑩役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

誰もが利用できるフリーWi-Fiは、公民館、図書館で利用可能となっていますが、住民の滞在時間が短い庁舎への設置については、今のところその必要性は低い

と考えています。また、庁舎に引込している回線は、個人情報など重要な情報を持っているため、フリーWi-Fiなどの利用については、慎重に扱う必要があると考えます。

保健福祉センター及び農村環境改善センターについては、会議室等のサービス向上並びに災害時の避難所としてのネットワーク回線の確保のため、フリーWi-Fiの導入を検討しております。

町体育施設につきましては今後整備に向け研究してまいります。

- ⑪大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた人工島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素などの有毒ガスが毎日約3トンも発生している。昨年3月28日の会場建設工事現場におけるガス爆発事故は、夢洲がいかに危険で、大規模イベントの開催地としては不適格であることを証明した。事故後、万博当局は80数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、夢洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年4月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールから爆発基準を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危険が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況が作り出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し結果を公表する」対応も実施されていない。

このような状況が放置される中、府下の小中高校生などの「招待事業」が強行されている。4月に「招待事業」の参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上ったことしか子どもたちの印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人も多くて、一般の方に子どもたちがついていきそうになった、いったんリングに上ると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水稻の水補給に長蛇の列、パビリオンの人数制限により全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしする子が出た、予定が遅れて昼食時間が10分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず強く不安を感じたなどの声が上がっている。

5月以降気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想される。

また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20分しか利用できない」と救護所から通告され、20分を超えると退室させられて、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。

大阪・関西万博の学校単位での招待事業については、交通、混雑、暑さ対策等の課題について万博協会による対策が進められており、教員による下見等を踏まえ、町内の各学校（小学校2校、中学校1校）において参加の可否を検討してまいりました。

その結果、世界の最先端の技術や様々な価値観に直接触れることができる万博

は、未来社会を担う子どもたちにとってまたとない学びの機会であること、さらにすべての児童・生徒が家庭環境によらず参加できるようにという大阪府の招待事業の趣旨に鑑み、全校が学校行事として取り組むこととなりました。

すでに5・6月に学年ごと（小学校は低・中・高の2学年ごと）に安全に実施しており、予定している1日程についても、安全に実施してまいりたいと考えています。

3. 医療・公衆衛生

- ①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化（マイナ保険証）の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応が自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。

- イ、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。
- ロ、渋谷区や世田谷区では、煩雑な「資格証明書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格証明書」を発行する。貴自治体においても自治体業務の簡素化と国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格証明書」の発行を求める。

参考/渋谷区

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kokuho/shikakukakuninsyo/hasso.html>

参考/世田谷区

令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなりました/世田谷区公式ホームページ

大阪府内自治体におきましては資格確認書発行について統一ルールとなっておりませんが、一部の自治体におきましては資格確認書の一律交付を実施する等の話がでております。また、国は「一律交付する必要があるとは考えていない。」としつつ「国としては一律交付を禁止できない。」との見解を示していますが、大阪府としての見解はまだ発表されておられません。（R7.7.8時点）

本町は令和7年度におきましては一律交付を実施いたしません、今後は、大阪府内の動向を注視しつつ対応していきたいと考えております。

- ②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに感染者はあとを絶たない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めた。また、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

公衆衛生活動の拠点としての役割や新たな感染症対応など、緊急時においても対応が可能となるよう平時からの人材育成・体制整備が必要と考えております。

本町におきましても、富田林保健所をはじめ富田林医師会などとの連携は重要と考えており、今後ともこれらの各関係機関と密に連携を図り、支援体制を整備してまいります。

- ③政府は入院医療を抑制し、在宅（介護施設）へのシフトを強固に進めている。一方で昨年の介護保険報酬の改定は訪問介護事業継続を窮地に追い込む内容で、事業所閉鎖も相次いでいる。介護事業の崩壊は在宅介護にも大きく影響する。詳しい要望は「6. 介護保険・高齢者施策」に掲載する。

- ④PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

PFASの中でもPFOS、PFOAは、幅広い用途で使用されており、国の発表では、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されております。

しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るかについては、いまだ確定的な知見はありません。

また、摂取することで個人の健康被害が発生したという事例は確認されていないとのことであり、現在、国において、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討が進められています。本町においても、今後の国の動向を注視してまいります。

血液検査については、町在住の国民健康保険被保険者並びに後期高齢者医療保険被保険者に対して、年に1回無料で特定健康診査にて血液検査を受診していただけます。現在のところPFAS対策としての血液検査は予定しておらず、あわせて国の動向を注視してまいります。

土壌検査では、大阪府等が令和6年度に実施した石川・千早川における測定結果や大阪広域水道企業団の水道水の測定結果によりますといずれも基準値内となっております。今後も国や大阪府の動向を注視してまいります。

4. 国民健康保険

- ①2025年度大阪府統一国保料2024年度より若干下がったものの2023年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料でみると2018年度132,687円から2025年度162,164円へと22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023年度各市町村単年度赤字は37自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

令和6年度から大阪府統一ルールとなり、今後も様々な問題点を解決して行かなければならず、保険料の高騰もそのひとつであります。会議等様々な場所で問題点を大阪府及び府内市町村と共有し解決に導きたいと考えております。

- ②18 歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

18 歳までの子ども均等割無料や、傷病手当については、財源の確保の問題があり制度化は困難であると考えております。

各種申請書について町ホームページに掲載しまして、定型的な申請に関してはオンラインでの申請を目指しているところです。しかしながら、申請に際して必要となる添付書類の説明や被保険者からの聞取りなどが必要な場合がありますオンライン申請にそぐわないものもあります。

- ③2025 年 10 月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

「資格確認書」の発行対象者は、現在のところ「マイナンバーカードを作成していない人」「マイナンバーカードを返納した人」「マイナンバーカードはあるが保険証の利用登録をしていない人」「マイナンバーカードを紛失又は更新中の人」「高齢者や障がい者など配慮が必要な人」と一定の基準が設けられております。したがって、被保険者全員に「資格確認書」を発行することは想定されておられません。

「資格確認書」の発行が必要という方に関しましては、利用登録の解除という方法もありますので手続きの案内をすることになると考えます。

- ④被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。

新制度の保険料の徴収により、国保保険料が上がるが見込まれるため、徴収率の落ち込みが懸念されます。保険料の内訳を記載したチラシ等で周知をし、粘り強くご理解ご協力をお願いしていくしかないと考えています。

また、被用者保険の適用拡大により、被保険者数の減少による保険料の不足については、国保を離脱した方がどれ程医療費を使っているのかによって収支は変わると考えております。

- ⑤国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

国保のしおりについては、制度の概要を 5 か国語（英語・中国語・韓国語・フランス語・スペイン語）表記のパンフレットを作成し、外国語版を窓口を設置しております。決定通知書、納付書はシステムから出力されるものなので外国語対応は考えておりません。外国人の方には個別に対応させていただきます。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ①特定健診・がん検診については、全国平均（2022 年度 37.5%）と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い

新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。

特定健診について、2022（令和4年度）は38.9%と全国平均を上回っており、令和5年度から対象年齢を30歳からとし拡充して実施しています。

また、各事業の取り組みの分析評価を行い、令和5年度に健康かなん21第三次計画を策定しており、健診を受け、生活習慣病の早期発見・早期治療につながるよう、また、治療を継続して重症化を防げるよう、健康管理と重症化予防の取り組みを進めてまいります。

外国語での案内が必要な方への対応については、他自治体の実施内容を参考に検討してまいります。

- ②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障がい者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

個別医療機関において、40歳から74歳の対象者を令和6年度は20歳からに拡充して歯科検診を実施しております。

また、障がい児（者）に対しても、南河内地域で松原市を除いた8市町村共同で河内長野市立保健センターで毎週木曜日に歯科診療を実施しております。

今後とも周知を行い、多くの住民の方に歯科検診を受診いただけるよう、富田林歯科医師会と連携し取り組んでまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

第9期介護保険事業計画においては、介護給付費準備基金の全額を取り崩す計算のもとに算定を行い、保険料の抑制に努めました。国庫負担についても、引き続き保険料軽減のため財源構成の見直しを要望します。

- ②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

非課税世帯（第1段階～第3段階）については、国と同基準の保険料軽減を実施しております。また、第9期において、介護給付費準備基金を取り崩し、第4,5段階の方の保険料軽減を実施しています。

- ③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の

食費・部屋代軽減措置（補足給付）、の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

自治体独自の利用料減免や軽減措置については、実施に伴い介護保険料も増となることから、引き続き、国と同基準でと考えております。

④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ．利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

介護認定申請やサービス利用の抑制は行っておりません。

ロ．総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護１～５認定者の拡大しないこと。

総合事業の対象者を要介護１～５認定者に拡大しないよう国に対して要望してまいります。

ハ．「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

訪問型サービスの単価については、従来相当サービスは国基準ではなく、以前の国基準で対応しております。また、緩和型サービスのＡ型については対象となる事業所等が無く、間に該当する事象がございませんが、事象がございましたら、検討してまいります。

ニ．いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

「自立支援型地域ケア会議」では、介護サービスからの卒業を迫るわけではなく、利用者の生活課題を解決し、日常生活において自分でできることを増やしたり、より適切な支援につなげる目的で行っております。最終的にはサービスの卒業の場合もありますが、決してケアマネジメントに対する統制を目的とした運用ではございません。

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

本町は、評価指標である自立支援・重度化防止等の認知症総合支援や生活支援体制整備、介護予防を推進しておりますが、高齢者が必要な介護サービスを受けられるよう、引き続き事業の運営を行ってまいります。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労

働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援策を実施すること

1. 独自の処遇改善手当（月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に職種を問わず支給）支給すること
2. 住宅確保支援手当を支給すること
3. 介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること
4. 訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成金を支給すること
5. 介護事業所の職員募集費用等の助成をおこなうこと

介護人材の不足を解消するために、独自に処遇改善助成金の制度化や全額労働者の賃金として支払われる措置を講じることにつきましては、小さい町規模では困難と思われますので、広域で行えるか近隣の状況を踏まえ検討をまいります。

また、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に達成できるよう処遇改善制度を効果的に求める場合は、町だけでなく複数の市町村や府単位で制度を求めることが必要となるため、近隣や府との連携を図りながら対応を検討してまいります。

- ⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

要介護認定者数は微増傾向にあります。今後、ピークアウトを見定めたうえで、町内の待機状況やニーズに応じた整備を検討してまいります。

- ⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

次期介護保険見直しの検討課題につきましては、今後の国の動向を注視しつつ、必要に応じて近隣や府との連携を図りながら対応を検討してまいります。

- ⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料金補助制度をつくること。

熱中症対策として、防災行政無線を通じて呼びかけ、またホームページにてWBG（暑さ指数）がわかるリンクを掲載するとともに、広報7月号にて注意喚起を行っております。

熱中症予防のチラシを窓口や介護予防教室に配架し、またケアマネジャーから利

用者に配布や呼びかけをしてもらうなどの取り組みを行っています。また、要注意高齢者には、地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネジャーや介護サービス事業者などが見守り訪問するなどの対策をしています。

経済的な理由によるクーラー未設置等の高齢者に対するクーラー導入費用や電気料金の補助制度については、近隣市町村の動向等もみながら検討してまいります。

- ⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

国においては保険者証のマイナンバーカード化に伴い、医療と介護の情報基盤を構築し、介護保険申請事務をはじめとするさまざまな事務手続きのオンライン化により、利用者自身の利便性向上を目指しております。利用できる機関の制限や個人情報漏えいリスクなど懸念事項が問われるなか、マイナンバーカード制度化においては、最終的には国が判断するものであると考えております。

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額 15 万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し、実施すること。大阪市のように介護予防事業への参加を条件としないこと。（現時点では東京都港区が 60 歳以上、上限 144,900 円助成・課税の方は半額）

本町では、厚生労働省の告示に示された種目に基づき補装具交付事業を実施しており、現在、軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度はございませんが、高齢者の社会参加の促進や認知症予防の推進などの観点から補聴器購入助成事業の実施に向けて検討してまいります。

- ⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

令和 6 年度から定期接種となり、主に 65 歳以上を対象に実施しました。ワクチン接種費用は、国と町からの助成により、自己負担額 3,000 円で実施しましたが、令和 7 年度の自己負担額については国からの助成金がなくなったため、現在富田林医師会と医師会管内 4 市町村で協議しているところです。

今後とも富田林医師会と連携を図り、円滑に定期接種が実施できるよう努めてまいります。

- ⑬後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2 割化」の影響などによる「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

窓口負担が 2 割となった背景には、団塊の世代が 75 歳以上となり医療費の増大が今後も見込まれており、それに伴い現役世代の負担も増大していきます。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約 4 割を現役世代が担っている中で負担の軽減や、国民皆保険を持続していくという目的のための施策ですので、助成制度の創設は考えておりません。

- ⑭带状疱疹は 80 歳までに 3 人に 1 人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合が

ある。50 歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。今年 4 月から 65 歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し（生ワクチン 400 円、不活性ワクチン 1 回 11,000 円）高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。

令和 7 年 4 月からの定期接種化に伴い、現在、富田林医師会管内では国の制度設計どおり 5 年間の経過措置として、主に 65 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの方と今年度に限り 100 歳以上の方全員を対象に開始しました。

現在実施している帯状疱疹ワクチン接種の補助につきましては、自己負担が接種費用の半額以下となるように町が助成し、生ワクチンが 3,000 円、不活化ワクチンは 2 回接種が必要ですので 1 回につき 10,000 円で合計 20,000 円の自己負担で接種していただけるようになっております。

独自助成については、国や近隣市町村等の動向を注視し、研究してまいります。

7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療 ※全項目、高齢障がい福祉課

- ①介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007 年初出の「適用関係通知」・「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和 5 年 6 月 30 日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

町においても、個々の障がい者の方の障がい特性などに応じて、障がい福祉サービスの支給決定を行うなど、厚生労働省が示す基準にもとづき具体的に運用しており、これからも継続してまいります。

- ②障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを原則として運用すること。

町においても障害者総合支援法第 7 条の規定は同様に認識しており、申請日以降にしか効力は発生しないものと解しておりますので、引き続き、法的論拠に基づき運用してまいります。

- ③日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

ご指摘のような介護保険への申請強制や更新却下は行っておりません。引き続き、介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給について、正しく周知徹底してまいります。

- ④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

利用者の状況に応じて障害福祉サービスの継続が可能な旨を該当者に丁寧に説明するとともに、住民への周知についても取り組んでまいります。

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

大阪府と連携し取り組んでまいります。

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

大阪府と連携し取り組んでまいります。

- ⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること

本町では、そのような対象者がいる場合に、障害福祉分野にも理解のあるケアマネジャーが、サービス利用時についても障がい者に配慮のある有資格者がいる事業所を手配するなど調整して対応しております。

- ⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担はなくすること。

国・府の基準等に基づき運用してまいります。

- ⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

福祉医療費助成制度は医療のセーフティーネットとして不可欠な制度となっています。しかしながら、国制度化までの間は、地方単独事業として維持していかざるをえず、対象者の増加、医療費の増嵩、加えて、大阪府・町の厳しい財政状況の下、持続可能な制度のためには、不断の見直しが必要な状況です。

また、本町では、重度障がい者医療費助成制度の対象者に対して、自治体独自の制度として入院時食事療養費の助成を行っています。府内でも数少ない助成制度ですので、この町単独事業についても、維持・継続していけるよう、財政部局と調整を図りながら、取り組んでまいります。

- ⑩療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること。

大阪府と連携し取り組んでまいります。

- ⑪障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと。

毎月、更新申請の案内を送付しており、支給申請がない場合は、本人・家族・事業所に連絡・確認するなど、具体的事案に即し、本人にとって不利益とならないようこれからも取り組んでまいります。

8. 防災関係

- ①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

庁舎等の公共施設（公民館、総合体育館（アリーナ以外）、保健福祉センター及び農村環境改善センター、町立学校体育館）の冷暖房設置及びトイレ洋式化については、概ね完了しております。各施設のトイレ洋式化の整備状況については、以下のとおりです。

- ・保健福祉センター及び農村環境改善センターの洋式トイレについては令和5年度に温水洗浄便座を完備しております。ただし、避難所では様々な方の使用が想定されるため、一部和式トイレも設置しております。
- ・中央公民館（図書館）、大宝地区公民館はトイレの洋式化は完了しております。
- ・町体育施設については一部洋式化（総合運動場の一部未実施）としていますが、今後整備に向け研究してまいります。
- ・小学校2校及び中学校の体育館については、空調設備を設置しており、また、体育館に設置しているトイレの洋式化はすべて完了しております。

- ②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準（被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準）に照らし避難計画を見直すこと。

避難所の運営計画は避難所運営マニュアルに沿って行うこととしていますが、今後はスフィア基準の概念を踏まえ見直しを検討していきます。ただし、現在指定している避難所は、既存建物を使用しているため、小規模の指定避難所については慎重に検討してまいります。

- ③高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

本町には高層住宅自体が存在しておりません。

- ④このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定外耐用年数を超過しているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。

下水道の法定耐用年数を超過しているものについては決算書に記載しており、17.96%、対応については下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ継続的に管路の改築を図ってまいります。

上水道については、令和3年4月1日より大阪広域水道企業団へ統合されておりますので、本町では把握しておりません。

【 独自要望項目 】

1. 医療・公衆衛生

1) マイナ保険証について

利用率が低く、利用しにくい、個人情報保護の面において問題の多いマイナ保険証を辞めて従来の健康保険証に戻すよう国に要望してください。

国民健康保険制度においてもマイナ保険証の利用について不安を抱く人もおり、今後も慎重に進めるべきであると考えます。

しかし、医療のデジタル化は被保険者の治療や薬剤情報等を医師が正確に把握でき、治療にとって大きなメリットがあります。マイナ保険証はデジタル化の第一歩でありデジタル化を進める上で必要な仕組みであると考えております。

資格確認書の発行に関しては、令和7年度はマイナンバーカードを所持している方は「資格情報のお知らせ」を、所持していない方は「資格確認証」を送付します。

2) 感染症対策について

感染症予防対策にはワクチン接種が有効であり、ひいては医療費削減にもなると考えられる。新型コロナ・インフルエンザワクチン接種を希望する方は誰でも無料 または低額（500 円或いは 1000 円）受けられるように助成してください。今年より、带状疱疹ワクチン接種に対して助成されるようになったことは喜ばしいことです。免疫力がなくなる頃に追加接種できるように助成してください。

肺炎球菌ワクチンについても、1 回のみ助成ではなく追加接種できるように助成してください。

現在インフルエンザワクチンについて、65 歳以上の方は年に 1 回自己負担額 1,000 円で接種が可能です。

新型コロナワクチンについては、令和6年度については国と町からの助成を行うことで、自己負担額 3,000 円で実施しましたが、令和7年度の自己負担額については国からの助成金がなくなったため、現在富田林医師会と医師会管内4市町村で協議しているところです。

带状疱疹ワクチンについては、令和7年4月からの定期接種化に伴い、現在、富田林医師会管内では国の制度設計どおり5年間の経過措置として、主に65歳から100歳までの5歳刻みの方と今年度に限り100歳以上の方全員を対象に開始しました。

肺炎球菌ワクチンについては、主に65歳の方が定期接種の対象ですが、接種機会を逃した66歳以上の方も任意接種として生涯1回限り自己負担3,000円で接種できるよう実施しております。拡充については国や近隣市町村等の動向を注視し、研究してまいります。

3) 補聴器の購入補助について

補聴器保有率は日本が15%、デンマークは55%、イギリスは53%、フランスは46%、ドイツは41%となっている。先進国の中で日本の所有率が低いのは補聴器の価格が片耳20万～50万円と高すぎ、保険適用がなく全額自己負担となっているところにあります。認知症の大きな要因となることなどから、近隣の

市町でも補助実施が増えています。ぜひ本町でも決断して頂きたく重ねてお願いいたします。必要とする人に助成金を要望します。昨年は実現できたのに、今年ではできなかった理由を教えてください。聴力検査の健診を実施してください。

健康増進法に基づく健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見、早期治療が目的であることから、聴力検査の検査基準がなく、また、聞こえにくさは個人差があるため、健康診査では判定するのが難しい状況です。今後、近隣市町村等の動向を注視しながら研究してまいります。

昨年度から引き続き、高齢者の社会参加の促進や認知症予防の推進などの観点から補聴器購入助成事業実施に向けて検討してまいります。

4) 南河内の医療の充実を

近代病院移転にともなって第三次救急病院、災害時拠点病院として今までと同じ役割を担っていくとしているが、南河内病院連絡会の中では資料内にデータ一記載がない、議論ができていないとの意見があります。一自治体として何ができるのか？

府や国に要望していることを具体的に教えてください。近代病院を利用している人は何人いますか？三次救急を必要としている人が通院できるような手立てを要望します。

コロナ禍でも病床数が減らされ続けられました。国は今よりも減らそうとしていますが、必要とされる病床数を確保するように要望してください。

南河内二次医療圏における三次救急、災害拠点機能は、近畿大学病院が堺市に移転後も引き続き担っていただくよう大阪府・大阪狭山市・近畿大学病院による三者協定書において、「引き続き、大阪狭山市を含む南河内二次医療圏における基幹病院としての役割（とりわけ三次救急、心筋梗塞・脳卒中等の救急、災害拠点病院等としての機能・役割、がん、小児、周産期医療等）を確実に果たすとともに、地域医療の充実に積極的に取り組む。」と明記されています。

近畿大学病院の南河内圏域での三次救急患者数については公表されておりましたが、二次救急患者数は7,058名でした。なお、圏域内での整備については、近畿大学病院が担っている機能を即座に確保するのは厳しい状況と思われることから、三者協定が確実に履行されるよう大阪府に対し要望してまいります。

5) 産後ケア事業について

赤ちゃんとお母さんの体調について、ご配慮頂いているようでありがとうございます。河南町では、宿泊型と日帰り型のプランを実施して頂いているようですが、実際の利用状況を教えてください。

また、必要時には、助産師さんや保健師さんが訪問されているとお聞きしていますが、どのくらいの利用があるか教えてください。

河内長野では、宿泊型と日帰りプランに加え、助産師さんによる訪問型、看護師さんによる訪問看護型のプランも実施されているようです。

近年では、核家族化が進み、産まれたての赤ちゃんを連れての外出が難しいお母さんも少なくないと思いますので、是非、河南町でも、訪問型、訪問看護型のプランもご検討頂きたいです。

産後、不安定になり孤立してしまうお母さんのためにも、ご検討宜しく願い

致します。

令和6年度の利用状況について、宿泊型にて3人利用がありました。また、訪問型・訪問看護型プランとしては実施しておりませんが、必要があれば助産師や保健師が訪問し、母子のケアに寄り添って対応しております。新生児訪問時に1度助産師や保健師により不安に思うこと等を聞き取り、ケアを行っておりますので、令和6年度については0人でしたが、令和7年度に入り1人希望があったため訪問を実施し、対応を続けております。

2. 国保・介護保険について

1) 国民健康保険について

コメをはじめ異常な物価高のなか、高額な保険料に町民から悲鳴が上がっています。「府県統一化」は本来、広域化により安定した制度と、府民が「納得する保険料」を目的とされましたが、全国でも突出した大阪の保険料に厳しい声が上がっています。

国保制度は国民の命と暮らしをまもるものなのに、高額保険料や医療費負担は生活を脅かし、これ以上の負担は限界です。保険料の軽減にむけ国に強く意見をあげるとともに、さしあたり次の事項について町独自の努力・実施を求めます。

- ① 傷病手当や失業・退職など、町民に寄り添った制度を検討すること。引き続き、広報や窓口で町民に分かりやすい対応を。

傷病手当の独自の実施については財源となるものがございませんので現状では困難です。国や大阪府へは、折をみて要望していきます。

保険料については一定の条件に該当した方には所得減少減免制度や、非自発的失業者に対する措置がございます。申請方法等は、町HP等で周知しております。

- ② 高額な国保会計の残高基金も活用し、保険料の軽減を。

大阪府統一保険料となり、自治体独自での保険料の軽減ができない状況でございます。保険料の軽減のご要望ですが、1人5,000円軽減するとした場合被保険者数が3,000人いますので、1,500万円の保険料が不足いたします。基金残高が6,000万円とした場合、4年で基金を使い果たしてしまいます。いざという場合のために基金は保有しておきたいと考えております。基金を活用しての軽減はできませんが、一定の条件のもと応益割を7割軽減、5割軽減、2割軽減とする制度、未就学児の均等割りを半額とする制度及び出産する方の保険料を軽減しています。

- ③ 子ども均等割保険料の減額措置を全ての子どもに適用するとともに、「均等割廃止」実現を。

少子化対策として子育て世代への負担軽減のため未就学児の均等割半額、出産育児一時金の増額などを実施しております。

また、国保料の直接の減額とはなりません、22歳以下の方の医療費にかかる自己負担分に対して助成を行っております。

- ④ 健康保険証廃止にともなう「資格確認証」は被保険者全員に滞りなく送付すること。

「資格確認書」の発行対象者は、現在のところ「マイナンバーカードを作

成していない人」「マイナンバーカードを返納した人」「マイナンバーカードはあるが保険証の利用登録をしていない人」「マイナンバーカードを紛失又は更新中の人」「高齢者や障がい者など配慮が必要な人」と一定の基準が設けられています。したがって、被保険者全員に「資格確認書」を発行することは想定されておりません。

「資格確認書」の発行が必要という方に関しましては、利用登録の解除という方法もございますので手続きを案内することになると考えます。

2) 介護保険制度について

昨年の訪問介護報酬引き下げが「介護危機」を広げています。全国 29 自治体が事業所ゼロ、1 か所しかない自治体が 201 と深刻な状況です。高額保険料、軽度の保険外し、ケアプランの有料化など制度改悪が狙われています。こうした「介護崩壊」に怒りの世論が拡大し、党派をこえた「意見書」が全国 292 自治体からあがっています。今 5 月の介護改悪反対集会には改悪強行の当事者、自民・公明の議員も初出席、大きな話題となりました。町においても「介護を受けられない高齢者を一人も残さない」を目標に

- ① 保険料の軽減にむけ、国からの財政負担増額要請と、介護給付費基金残高は全額取り崩し保険料の軽減を図る。
- ② 介護制度（サービスの後退と負担増）に反対し、「社会全体で支えあう」制度本来の目的に立ち返り、体制と施設の整備を行うこと。
- ③ 町民アンケートなどによる介護要望、各事業の要望者数の把握など、町内の介護状況を把握するとともに町民に分かりやすい「介護保険パンフ」等の作成、説明会の実施。

- ① 第 9 期介護保険事業計画におきましては、介護給付費準備基金の全額を取り崩すもとに算定を行うとともに、第 4, 5 段階の町独自保険料軽減を実施するなど、保険料の抑制を図りました。国庫負担についても、引き続き保険料軽減のため財源構成の見直しを要望します。
- ② 本町におきましたは、今後とも認知症対策や移動支援の充実などサービスの充実に取り組んでまいりますとともに、施設整備につきましては、長期的な影響も視野に入れて検討する必要があるため、必要に応じて協議検討してまいります。
- ③ 介護保険制度については、お一人お一人の状態や環境も異なるため、個別に相談に応じており、気軽にお問い合わせください。

3. まちづくり

1) 災害対策

近年、地球温暖化などの気候変動の悪化が著しく、世界規模で災害が多発し、南海トラフなど自然災害による、地震、津波、河川の氾濫、線状降水帯の発生等が強く懸念されています。災害が発生した場合、速やかに法の定めるところにより、避難所の設置をはじめ、地域住民の安全を確保する必要な措置をとらなければなりません。

よって、以下の取り組み及び現状についてお伺いします。

- ① 地域単位が担う自主防災組織に必要な防災資器材の整備・充実を図ること
- (1) 河南町自らが行う防災資機材の整備・充実はより一層促進するとして、地域住民が避難生活に必要なとする食料、水（飲料水等）、毛布などの備蓄、整備す

るための地域防災倉庫の設置など、地域自治会等に委ねていることについて、自治会の財政状況による格差を作らないために、町からの補助金及び備蓄に係る費用の増額を求めます。また、毎年町から「防災倉庫や避難所のあり方について研究してまいります」とご回答いただいておりますが、研究状況についてご報告ください。

各自主防災組織への防災資機材、重要備蓄物資の購入に対する補助については、地区数に応じて均等な金額を補助しています。
避難所のあり方については、避難所運営マニュアルの見直しを含めて、今後も研究してまいります。

- (2) 町が策定支援を行っている、災害時の事前行動計画「コミュニティタイムライン」の各自治会等の支援状況についてご報告ください。

コミュニティタイムラインの雛形を提示し、策定の要点を自治会に伝えます。また、各自治会が策定するコミュニティタイムラインは、住民の中で話し合って作成してもらいます。

- ② 自然災害及び環境破壊に対する適切な対応を図ること
気候変動の悪化などに伴う自然災害が多発しています。上河内、持尾、平石など土砂崩れによる地域住民の安全確保や、町外からの人為的土砂の持ち込み、埋め立てなどの自然環境破壊に対する適切な対応を求めます。特に、持尾地区へのダンプの通行が 60km/h を超える場合が多く、非常に危険である。子どもの通学路でもあり、町としての対応を求めます。現状の対応状況についてご報告ください。

土砂の持ち込み、埋め立てについては盛土規制法の許可権者である大阪府と連携し、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域について適切に対応してまいります。

速度超過についてはこれまでに引き続き、所轄警察署と連携し対応してまいります。

2) 町の景観について

「美しい河南町条例」を掲げている。我が町が残土持ち込みや産業廃棄物持ち込みなどにより残念ながら景観が失われてきています。更に河南町の木である「さくら」の被害も拡大している。「美しい河南町条例」に適した町になるように対策してください。

違法な盛土や産業廃棄物の持ち込みをしている場合は現場を確認し、盛土規制法の許可や産業廃棄物処理業の許可の権限を有する大阪府へ報告を行ってまいります。

3) ふれあいの湯について

ふれあいの湯について昨年の河南町の回答をみていると電気代 1,990 万円、灯油代 886 万円、人件費がかかっている。一方収入は 170 万円などまるで営利企業のような計算が並べられています。子ども施策はここ 10 年あまりで素晴らしいほ

ど充実してきましたが、老人福祉は取り残されおきざりにされています。先日、高齢障がい福祉課にここ 10 年の間に高齢者の施策で進んだものをきいたところ「マイレージぐらいか」とのこと。

衛生面についてどのようにされているか教えてください。

ふれあいの湯については、かなん健康づくりパートナーズと河南町総合保健福祉センターの管理運営に関する協定を締結し、大阪府公衆浴場法施行条例等に基づき、浴室内点検清掃作業、ヘアキャッチャー清掃、浴場ろ過器・ボイラー運転管理、自動薬注装置（塩素）点検調整を毎日実施し、高濃度次亜塩素酸ナトリウムで逆洗洗浄、お湯入替え（男子水曜日・女子木曜日）を週 1 回実施、その他おむつ入れ、尿漏れパット入れを設置するなど適切に管理運営を行っております。

4) 白木小学校跡地問題について

河南町には市街化調整区域における地区計画の運用基準が定められており、その基準に沿って提案すれば開発は可能と知りました。「制約に合致するように河南町の都市計画」を運用すればいいのではないのでしょうか。

中村小跡地利用では、通園バス運行のため、多額の用地費と工事費を予算化し道路を拡張しました。同様に白木小跡地も島川橋からの進入路さえ設置すれば様々の土地利用構想が出てきます。

行政は、市街化調整区域だから。進入路がないから。と理由にされますが、本気で検討をしてもらいたいです。

2025 年 5 月 1 日（木）読売新聞 12 面の「廃校になった公立校の施設～3 割近く再利用されず」の記事には「文科省の担当者は“施設の設置には公費が投じられており、放置されるのはもったいない。様々なニーズに対応し有効利用していくことが大切だ”と話している。」とあります。いかがお考えでしょうか。

（追記：2025 年 3 月 20 日（木）読売新聞 12 面 廃校の利活用なる記事も）

小学校の用途を別の用途に変更する際にはご指摘のとおり市街化調整区域における地区計画の運用基準に沿って地区計画を策定し開発許可（大阪府が許可）をとる必要があります。しかし、ご指摘のとおり現況の進入路が土砂災害特別警戒区域であるため、接道要件を満たせず、現況では開発許可がないと思われます。ご指摘のとおり別に道をつくることができ、その他許可要件を満たすことができれば、開発許可がおりる可能性があります。しかし、当該小学校と全面道路とは相当な高低差があり、道路を整備するとなると多大な財政負担が見込まれることから、現在整備の見通しは立っておりません。

現状、民間からの有効な活用方策の提案も含め検討しているところです。

5) 公共施設および観光地の整備について

①「かなんぴあ」「やまなみホール（中央公民館）」「農村改善センター」などの駐車場整備、拡張についてお尋ねします。

駐車場用地の確保について担当課の職員さんは、色々なご苦勞をされていると思いますがどのような計画がありますか。少しでも進展がありましたでしょうか。

「かなんぴあ」については、利用者が集中しないようプログラムの変更などの対応はどうなっていますか。

すぐには解決できない事案ですが、公共施設の駐車場拡張は、必要なので引き続き取り組んでいただきたいと思います。

施設利用者の方には、施設から最も近いかなんぴあ敷地内駐車場及び第2駐車場を主にご利用いただいております、現在のところ用地確保の予定はありません。

プログラムの変更について、指定管理者によると午前中のプログラム利用ニーズが多くある中で、混雑緩和を理由に現プログラムの終了または時間変更することは利用者満足にも影響するため、新規プログラムを午前中ではなく午後以降で計画する等で対策しております。

障がいをお持ちの方への優先駐車場の確保や、車での来場ではなくカナちゃんバス・やまなみタクシーを利用していただくなど、引き続き円滑な駐車場運営に取り組んでまいります。

駐車場の拡張についてはすぐには解決できない事案なので継続して研究してまいります。

②今年はテレビ番組「ダーツの旅」で河南町の金山古墳が紹介されました。河南町の観光施設である金山古墳の整備は昨年からの程度進展していますか。以前より要望してきた、ビオトープ公園やホテルが舞う水辺空間の整備とトイレの設置を検討していただいていたのですが、現時点ではどの程度進んでいるでしょうか。環境保全整備事業の内容を詳しく説明してください。

金山古墳においては、環境保全を基本とした環境保全整備としての整備を考えており、その整備の中で観光の観点もふまえてトイレの設置も併せて研究してまいりたいと考えています。また、古墳周辺地では現在、一部を生涯学習の場として活用しています。今後、現在の環境・景観を活かしつつ、住民の皆さんが交流し、ふれ合える場となるよう研究してまいります。

観光資源周辺へのトイレ設置に関しては、誘客促進の観点から重要だと認識しており、昨年度は岩橋山登山環境の向上を目的に平石地区において公衆トイレの設置を行いました。

金山古墳については、昨年度観光誘客促進を目的に実施したデジタルスタンプラリーにおいて取得した町来訪者の滞在時間などを分析し、施設管理者においてトイレ設置の必要性について検討してるところです。万博開催後もまだまだ大阪への観光ニーズが高まることを踏まえ、今後も引き続きトイレ設置の必要性について研究してまいりたいと考えています。

③公園にトイレの設置を要望します。

町内には大きな公園、小さな公園がいくつかありますが、トイレが設置されているのはどの公園か教えてください。

設置されていない公園については、今後トイレの設置を検討していただきますようお願いいたします。

トイレを設置している公園は、白木山公園、石川公園、ネオポリス公園及びなかむら公園です。トイレ未設置公園へのトイレ設置については、公園を訪れる全ての人を対象に、誰でも、自由に、使いやすい施設となるよう留意する必要がありますと考えておりますが、財政的な課題もあることから、慎重に検討してまいります。

6) 公共交通について

2023年12月に金剛バスが廃業しました。

「住民の足としてなくてはならない交通」として4市町村のコミバスが運行されています。昨年度は、バスの利用状況調査、住民アンケート、基本計画に対するパブリックコメントが行われ、金剛ふるさとバス沿線等地域公共交通計画が策定されました。また、河南町では4市町村のコミバスの計画の整合性をとって地域公共交通計画の改定が決定されました。今後5年間の基本計画が策定され、利便性の向上のために、交通ターミナルの設置（R8年度末完成予定）が計画されています。住民の足の確保と持続的な運行のためのご尽力に感謝申し上げます。本町は、2035年度には高齢化率が42%と予測されています。ゼロカーボン宣言の町として「自動車から公共交通への変換」への施策の重要性がますます高まっています。利便性の向上で利用者を増やすようにすることが重要です。今大きな要望は終バスの延長と乗り継ぎしやすいダイヤへの改善です。将来を見通したデマンド交通の検討など体系の整備が必要です。

- ①持続可能な公共交通のために国や府の補助金を獲得するように要望します。とりわけ大阪府の補助金が創設されるようにご尽力ください。

補助対象となる路線については、国の要綱に基づき申請手続きを行っているところです。また、府に対しても公共交通に対する財政支援について要望を行っています。

- ②利用者・住民の意見、要望を施策に反映できるような仕組みを検討ください。

ア、利用者調査を実施し、ダイヤへの要望を反映されるようにしてください。

イ、パブリックコメントをふまえ、利便性向上のための要望を反映されるようにしてください。

ウ、相談窓口を大いに活用してください。（遅延や事故対応、ダイヤ、要望、苦情や相談、意見など）利用者、住民のバスに関する窓口としてSNSと電話、来訪等に対応できるように体制の整備を要望します。また、バス停やバス車内問合せの電話番号や、QRコードを掲示してください。

ア、OD調査等の実施により、利用者の移動需要や公共交通を利用しづらい（しない）状況について把握するとともに、交通事業者及び近隣市町村とも連携・協力し利用実態に応じた運行内容の見直しを検討します。

イ、パブリックコメントを踏まえて策定した金剛ふるさとバス沿線等地域公共交通計画に基づき、様々な利便性の向上、利用促進に取り組んでいきます。

ウ、遅延事故情報の発信が行えるよう利用環境の整備を行います。また、SNS等による情報発信やバスロケーションシステムのサービス提供によりバスの現在位置などがリアルタイムで分かるような取り組みを進めます。

- ③利便性向上のために以下の点を配慮してください。

A、4市町村の路線バスについての要望

ア、最終バスの延長（22時台）で利用者増を図ってください。

イ、自動運転バスの活用のために、路線とダイヤを利用者が多く、要望の高い路線、ダイヤで利用できるように住民の意見を反映させてください。

ウ、中学生の通学利用については、子ども料金で通学できるように検討ください。

- エ、事故、遅延等の連絡方法を検討ください。防災無線の活用をお願いします。
- オ、旧金剛バスの利用時にスマホ、交通系カードなどの利用ができるようにしてください。
- 車両の更新計画も進めてください。
- カ、利用実態に応じた、車両の検討をお願いします。

- ア、終バスの延長問題は、まずドライバー不足です。そこに加え、2024 年問題が大きく影響しています。つまり、2024 年 4 月からドライバーの労働時間に上限が設けられることに伴って生じる問題です。今後も、ドライバー不足が解消でき、1 便でも多く運行いただけるようバス運行事業者と協議してまいります。
- イ、大阪府において自動運転バスの実証実験が行われます。本町としまして、大阪府の新モビリティ導入検討協議会や富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会と連携し、自動運転バスの実証実験に協力して参ります。
- ウ、通勤通学時間帯にかかわらず、中学生が駅に向かうためにバスを利用いただく場合は、学生割引定期券の販売を行っています。また、町内循環のカナちゃんバスでは 1 乗車 100 円でご利用いただいています。
- エ、現状、各市町村の交通担当窓口が問合せ先となっています。利用者目線での分かりやすい問合せ体制(窓口の一本化等)については、今後、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会において検討してまいります。
- オ、利便性向上の観点から、本町が所有する旧金剛バス車両の一部を入れ替える予定としています。買い替えの際は、交通系 IC カードが利用できるよう整備を行いたいと考えています。
- カ、OD 調査等の結果を活用し、利用実態に応じた車両の活用を検討します。

B、カナちゃんバス、やまなみタクシーについての要望

- ア、年末年始の運行は、感謝しています。本年度も運行をお願いします。
- イ、朝、夕のカナちゃんバスの復活を検討ください。
(交通ターミナルの設置と合わせて、乗り換え対応ができないか検討ください。)
- ウ、将来を見据えて、やまなみタクシー・カナちゃんバスの利用者増のためにデマンドバス形式、予約制などの施策の検討を行ってください。

- ア、本年度も運行を予定しています。
- イ、町内循環のカナちゃんバスにつきましては、朝夕の合計 4 便を駅に向かうバスとして運行を行っているところです。町内循環バスで、この時間帯をご利用の方々には、大変、ご迷惑をおかけしております。しかしながら、駅に向かう朝夕につきましては、通勤通学の方々の生活を守るため必要不可欠なことから、減便せざるを得ない状況をご理解賜りますようお願いいたします。
- ウ、予約制にするとデマンド運行に変更することとなります。やまなみタクシー運行地域において、予約をすることについては、一部、反対意見もありました。また、予約を受けるためのシステムやオペレータ費用など構築に

は費用増となることから、今後も調査・研究をしてまいります。

C、交通ターミナルの設置に当たって以下の点を要望します。

利便性向上のために住民・利用者の意見・要望を反映されるようお願いいたします。

ア、授乳室、休憩スペース、トイレ等の風雨、暑さ寒さを避けれるようにしてください。

イ、待合時間の活用のためにキッチンカーや道の駅等の買い物ができるスペースを検討ください。

ウ、河南中学生の保護者の送迎のための駐車場所を検討ください。

雨天時は、自家用車での送迎が増えています。事故が起こらないように整理が必要です。

交通ターミナルの設置につきましては、現在関係機関等と協議を進めておるところですが、今後も引き続き、住民の利便性向上や、各種設備等の設置について検討を進めてまいりたいと考えます。

4. 子ども施策について

1) サポートブックの全員配布

サポートブックは、療育支援教室の参加者だけでなく、出生届を提出しに来られた保護者の方、全員に配布して頂きたいです。

そうすることで、サポートブックへの抵抗や偏見が少なくなると思います。

母子手帳にも、成長を記録する箇所はありますが、支援が必要なお子さんの場合、記録内容が一般的な成長の段階に合わないことが多く、保護者が辛い思いをすることが少なくありません。

河内長野市では、既に出生時に全ての保護者にサポートブックを配布しています。

サポートブックの有効活用のためにも、是非ご検討宜しくお願い致します。

こども1ばん課のサポートブックファイルにつきましては、子育てセンター事業で実施している療育支援教室の参加者全員に配布し、使い方の説明時間を設けております。

また、教室参加者には、就園・就学の際に、園や学校にサポートブックファイルを必要に応じ、個別に説明し利用を促しています。園や学校に対しまして、こども1ばん課主管の会議内において、行政から保育士・教員に、サポートブックファイルの利用の周知を行い、懇談等でサポートブックファイルを活用する機会が増えるように努めております。

どなたでも手に取ってご覧いただけるように、健康づくり推進課窓口に配架しております。

2) 教育環境の整備

①近つ飛鳥小学校の「なないろ」、かなん桜小学校の「さくらルーム」、教育支援センター「ほこすぎルーム」の利用状況を教えて頂きたいです。

またそれぞれの教室は保護者へどのようにお知らせしているのでしょうか。

不登校児の保護者であっても、教室の存在自体をご存知ない方もいらっしゃるのが現状です。

困っている方へきちんと必要な情報が届くようにしてもらえると有難いです。

②教育環境は子どもたちの心に直結します。学校営繕作業員は各学校にどのように配置されているのでしょうか。

③就学援助金の支給が2024年度は2月9日に近隣の市町村よりもいち早く実施して頂いたことには感謝します。1月に支給している自治体もあります。河南町でも1月の支給をお願いします。

④教科書展示場所について

小中学校の教科書の閲覧場所を町立中央公民館（やまなみホール）等でスペースを確保できるよう検討ということでしたが、どんな状況ですか。

- ① 各校の教育支援ルームでは2～3名程度の児童生徒が利用しています。利用者には、学校には来れるが教室には入れない児童生徒やほこすぎルーム（教育支援センター）との併用をしている児童生徒がいます。また、ほこすぎルームには、14名の児童生徒が登録しており、2名の指導員で対応しています。保護者周知については、学校だよりやHPなどによる発信は行わず、不登校児童生徒等の相談があった場合に、学びの場の選択肢として伝えています。これは、不登校＝（イコール）教育支援センター入級と短絡的に結び付けるのではなく、不登校児童生徒への多様な教育機会の確保を行うためです。
- ② 営繕作業員1名が各学校を巡回する体制をとっています。
- ③ 就学援助金の支給時期について、早期支給の実現に向けて申請のオンライン化等、業務効率化を進めているところです。特に新入学用品費は早期支給に取り組んでおり、今年度は1月31日に支給しました。
- ④ 河南町役場内にある、南河内郡教科書センターでの令和8年度使用教科書展示会に合わせて、6月20日（金）～6月23日（月）に町立図書館にて教科書展示を行いました。展示場所等については、広報かなんで土・日にも閲覧できるよう周知しました。

3) 万博問題の子ども参加について

夢洲という危険な場所で行われる万博について、危惧される不安がなんら解消されないまま、河南町の小中学校では学校行事の遠足として実施されました。教育委員会、中川教育長、町議会「自民・夢・希望」議員団の方、各小中学校校長先生と懇談し、「参加は各家庭の判断で」とお願いしましたが叶いませんでした。遠足当日不参加の児童（かなん桜小学校）には、「3時間学校で学習することで出席」との措置がとられましたが、そもそも遠足が子どもたちや先生方にこんな苦渋をさせていいもののでしょうか。とりわけ、大人の判断で決行されたこの遠足（こんなこと本来の遠足ではありません）が、それ以後の子どもたちの学校生活に影響が残ることがないようにと切に望みます。

大阪・関西万博への学校単位での招待事業については、交通・混雑・暑さ対策等の課題について、万博協会により様々な対策が進めれており、教員による下見等を踏まえ検討した結果、万博は、未来社会を担う子どもたちにとって、世界の文化や最先端技術に直接触れられる貴重な学びの機会であるという認識のもとに、全校が参加を決定しました。さらに、家庭環境によらず、すべての児童・生徒が参加できるよう、学校行事として取り組み、各家庭の交通費負担がないようにバスを手配いたしました。

なお、当日欠席の児童・生徒については、別途万博チケットIDを無料配付

して、学びの機会を保障することとしております。

4) 安心安全な地産の食材活用した給食！

全国的に学校給食の無償化が進んでいます。河南町での学校給食が一般会計から出されていると聞き、子どもたちが平等に栄養を受けられる事を保障されたようで喜んでいます。昨年度からの米価高騰、物価高により厳しい状況ですが、給食の内容である質・量等は落とさないこと、給食提供日を減らさないようにしてください。

地産地消は地元の農業の発展に繋がり輸送コストや排気ガスを少なくすることから地元の河南町で作られている農家さんを応援して、安心・安全な食材を子どもたちに提供してほしいと強く希望します。また、国産小麦を使用したパンを食べてもらえるように、「大阪府学校給食会」に強く要望して欲しいです。

中村こども園では、栄養士を配置し自園調理で給食を実施しております。物価高の状況であります、献立等を工夫し、今後も安全安心な給食の提供に取り組んでいきます。

学校給食に使用する野菜については、町内産の野菜を多く取り入れられるよう「お野菜まるごと河南町の日」を実施するなど給食の献立を工夫しております。また、地産地消や地場産品の振興のためにもできるかぎり町内産の食材を使った給食を提供してまいります。

パンについては、公益財団法人大阪府学校給食会から購入していますが、国産小麦の使用となると、必要な量の確保と価格が高くなるなどの問題が発生します。学校給食は「安全で安心できるものを提供すること」から、大阪府学校給食会へは要望してまいりたいと考えております。

5) 子どもの居場所づくり

①かなんぴあのプールの開放について

特に夏休みの子どもの過ごし方について、7・8月のかなんぴあプールの開放は感謝するところです。利用者さんのご不満もあるでしょうが、是非今年度も7・8月の開放を希望します。

・かなんぴあプールの開放を7・8月の毎週月曜8回にしてください。

かなんぴあのプール開放につきましては、小学生の夏休みに合わせて、かなんぴあの休館日である月曜日6回（7月は2回、8月は4回）で実施しています。

②総合運動場など、さくら坂にあっても競技のクラブに所属していない子ども達は自由に使用することができません。町内の「子ども達が遊べる場所」の整備はできたのでしょうか

町立総合運動場の一般開放につきましては、現在、有料利用申込に基づき定期的に利用されている団体がおられます。また、総合運動場は基本的に無人の施設であるので、利用ルールの策定や安全管理人の配置など考慮すべき点が多くございますため、慎重に研究してまいります。